

ウェルカムひみでんき

低圧供給約款
(料金表)

2024年4月1日 実施

氷見ふるさとエネルギー株式会社

本 則

1 附帯契約種別

この低圧供給約款（料金表）のウェルカムひみでんき（以下「この料金表」といいます。）の附帯契約種別は、ウェルカムひみでんきといたします。

2 適用範囲

低圧供給約款（料金表）（以下「料金表」といいます。）のひみ従量電灯ネクスト，ひみ使っておとくライト，ひみ季節別時間帯別電灯〔夜間12時間型〕，ひみ時間帯別電灯，ひみ季節別時間帯別電灯Ⅰ，ひみ季節別時間帯別電灯Ⅱ，ひみ深夜電力A，ひみ深夜電力Bまたはひみ低圧電力ネクストにより電気の供給を受け，この料金表による契約の申込み時点から，過去1年以内に富山県氷見市外から富山県氷見市内に移住されたお客さまで，この料金表の適用を希望される場合に適用いたします。

3 契約の申込み

お客さまが新たにこの料金表による契約を希望される場合は，あらかじめこの料金表を承認のうえ，申込みをしていただきます。

なお，申込みには過去1年以内に移住されたことを証明するもの（住民票の写し等）が必要となります。

4 契約の成立

この料金表による契約は，お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

5 契約期間

契約期間は，この料金表による契約が成立した日から，6（料金適用開始の日）以降，3年目の日の直前の検針日（3年目の日と検針日が同日の場合

は当該検針日といたします。) の前日までといたします。

6 料金適用開始の日

7 (料金) は、原則として、4 (契約の成立) の契約が成立した日以降に使用される電気にかかる料金から適用いたします。

7 料 金

各月の料金は、ひみ従量電灯ネクスト、ひみ使っておとくライト、ひみ季節別時間帯別電灯 [夜間12時間型]、ひみ時間帯別電灯、ひみ季節別時間帯別電灯Ⅰ、ひみ季節別時間帯別電灯Ⅱ、ひみ深夜電力A、ひみ深夜電力Bまたはひみ低圧電力ネクストによって算定された料金 (以下「割引対象額」といいます。) から次のウェルカムひみ割引額を差し引いたものといたします。

ウェルカムひみ割引額 (1 契約につき)	300円00銭
----------------------	---------

ただし、割引対象額から低圧供給約款 (基本契約要綱) (以下「要綱」といいます。) 別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金 (以下「再生可能エネルギー発電促進賦課金」といいます。) およびウェルカムひみ割引額を差し引いた料金が、次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金に再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。

最低月額料金 (1 契約につき)	302円50銭
------------------	---------

なお、割引対象額から再生可能エネルギー発電促進賦課金を除いた金額が最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、割引対象額と同額といたします。

8 契約の廃止

(1) お客様がこの料金表による契約を廃止しようとする場合は、あらかじめ

めその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

(2) この料金表による契約は、次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ お客さまが、料金表のひみ従量電灯ネクスト、ひみ使っておとくライト、ひみ季節別時間帯別電灯〔夜間12時間型〕、ひみ時間帯別電灯、ひみ季節別時間帯別電灯Ⅰ、ひみ季節別時間帯別電灯Ⅱ、ひみ深夜電力A、ひみ深夜電力Bまたはひみ低圧電力ネクストによる需給契約を廃止した場合は、需給契約が消滅した日にこの料金表による契約が消滅したものといたします。

ロ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日にこの料金表による契約が消滅したものといたします。

9 その他

(1) 虚偽の申込みによりこの料金表の適用となっていることが明らかになった場合は、当社は、この料金表による契約を解約し、すでに適用したウェルカムひみ割引額と同額を、原則として、虚偽の申込みが明らかになった日の直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

(2) その他の事項については、要綱および料金表のひみ従量電灯ネクスト、ひみ使っておとくライト、ひみ季節別時間帯別電灯〔夜間12時間型〕、ひみ時間帯別電灯、ひみ季節別時間帯別電灯Ⅰ、ひみ季節別時間帯別電灯Ⅱ、ひみ深夜電力A、ひみ深夜電力Bまたはひみ低圧電力ネクストにかかわる規定を準用するものといたします。

附 則

この料金表の実施期日

この料金表は、2024年4月1日から実施いたします。